

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

告 示

○宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用

料の徴収事務の委託

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

○土地区画整理組合の理事についての届出（二件）

○指定管理者の指定の取消し

○開発行為に関する工事の完了（三件）

正 誤

○宮城県公報第二二六八号中

告 示

○宮城県告示第五百四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県庁県民

第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十三年三月三十一日

次のとおり委託した。

平成二十三年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区中央二丁目十一番二十三号

日信防災株式会社東北支店

二 委託期間

宮城県庁県民第一駐車場 平成二十三年七月一日から平成二十四年三月三十一日まで

宮城県庁県民第二駐車場 平成二十三年四月二十九日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 HERO

一 代表者の氏名

丸山 沙織

二 主たる事務所の所在地

仙台市泉区泉中央二丁目四十番四号

三 定款に記載された目的

この法人は、子ども向けキャラクターの開発を行い、東日本震災で被災した福島・宮城や関東圏の避難所などをまわってキャラクター

ショーを子ども達に見てもらったり、キャラクターとの握手会・撮影

会やゲーム大会などを行ったりすることで、子ども達の心のケアを

図っていくことを目的とする。また、宮城、福島の特産品、名産品、

観光地をショーの中に盛り込むとともに、各地域の特産・名産品・観

光地をWeb上で動画にて紹介することで、地域社会の活性化に寄与

することも目指す。

平成二十三年六月十六日

四 申請のあつた年月日

○宮城県告示第五百六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査

した結果、気仙沼地区加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認め

る。

平成二十三年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組

合からその理事について、次のとおり届出があつた。

平成二十三年七月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

<p>一 組合の名称 岩沼市朝日土地区画整理組合</p> <p>二 事務所の所在地 岩沼市中央二丁目五番三十一号</p> <p>三 届出の内容 理事を退任した者 氏 名 住 所 吉田 幹雄 岩沼市桜二丁目五番五号 大友 孝幸 岩沼市朝日二丁目三番七号</p> <p>○宮城県告示第五百八号 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。 平成二十三年七月五日</p> <p>一 組合の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>二 事務所の所在地 松島町東磯崎土地区画整理組合</p> <p>三 届出の内容 理事を退任した者 氏 名 住 所 澁谷 邦夫 宮城県松島町磯崎字磯崎十一番地</p> <p>氏 名 住 所 高橋 幸彦 宮城県松島町磯崎字磯崎九十一番地の十二</p> <p>○宮城県告示第五百九号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとおり指定管理者の指定を取り消した。 平成二十三年七月五日</p> <p>一 公の施設の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>

<p>岩沼海浜緑地</p> <p>二 指定管理者の名称及び所在地 社団法人宮城県建設センター 仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号</p> <p>三 指定期間 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで</p> <p>四 指定を取り消した年月日 平成二十三年三月三十一日</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。 平成二十三年七月五日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 登米市登米町大字日根牛字阿羅田七十五番一、七十六番一、七十七番、七十八番、八十番、八十三番、八十四番、八十五番、九十一番、九十七番、九十八番、九十九番、百番一、百一番一、百二番一、百三番及び百四番一並びに四十二番一、七十四番、七十五番二、七十六番二、七十九番、八十一番、八十二番、八十六番、八十六番一、九十二番一、九十三番一、九十四番、九十五番、九十六番、百番三、百一番三、百二番二、百四番一、百五番及び百五十番の各一部、並びに同字阿羅田七十九番地先の道、百番三地先の道、七十五番一地先の水、八十六番地先の水及び九十五番地先の水の各一部 登米市</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） ○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。</p>

平成二十三年七月五日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米市登米町大字日根牛字小池前四十七番、四十八番、四十九番、五十番、五十一番、五十二番、五十三番、五十四番一、五十四番二、五十五番一、五十五番二、五十六番、五十七番一、五十七番二、五十八番、五十九番、六十番、六十一番、六十二番、六十四番、六十五番二、七十五番一、七十五番二、七十五番三、七十六番一、七十六番二、七十六番三、七十八番一、七十八番二、七十八番三、七十八番六、七十八番七、七十八番八、七十九番、八十番、八十一番、八十二番、百二十三番一、百二十四番一、百二十四番二、百二十五番、百二十六番一、百二十四十三番、百四十四番及び百四十五番並びに五番、六番一、六番二、十番、十一番、十二番、十三番、十五番、十九番、二十番、二十一番、二十三番、二十五番、二十七番、四十六番、六十六番二、七十番、七十一番、七十二番、七十三番一、八十三番、八十四番、百十四番、百二十一番一、百二十二番、百二十三番一、百二十三番二及び百二十九番一の各一部並びに三十九番二地先の水、五十五番一地先の水、五十六番地先の水、七十一番地先の水、七十八番一地先の水及び百二十二番地先の水の各一部、同字宿十番一、十番二、十一番一、十一番二、十一番三及び百三十九番二の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

登米市

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年七月五日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市矢本字四反走六十二番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切二十一・十二
有限会社成田不動産

正 誤

○宮城県公報第三二六八号(平成二十三年六月二十八日付け)中

ページ	段	行	正	誤
一七	上	後ろか ら七	学級編制	学級編成
一七	上	後ろか ら六	学級編制	学級編成
一七	上	後ろか ら四	学級編制	学級編成